

## 預金保険機構中期目標

(対象期間：2023～2025年度)

### I 預金保険機構の使命

預金保険機構（以下「機構」という。）は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決済の確保を図るため、預金保険制度を確立し、信用秩序の維持に資する、との預金保険法の目的達成に向けて、預金保険制度を適切に運用すること等を使命としている。

また、金融機能強化法に基づく資本参加及び資金交付業務、振り込め詐欺救済法に基づく公告業務、休眠預金等活用法に基づく休眠預金等管理業務並びに口座登録法及び口座管理法に基づく業務等も担っている。

### II 預金保険機構を取り巻く環境と中長期的な課題

預金保険制度は、預金保険法により、1971年に少額預金者の保護の仕組みとして創設された。同法に基づき設立された機構は、金融セーフティネットの運営主体として、これまで180を超える金融機関の破綻処理を行ってきた。

1990年代、我が国は、バブルの崩壊とともに深刻な金融危機を経験し、公的資金の投入を含む様々な対策が講じられた。2005年には、預金の全額保護から定額保護への完全移行が行われ、資金決済の確保のための決済用預金の保護制度も導入された。また、2008年の世界的な金融危機以降は金融規制等に関する国際的な議論が行われ、我が国においても、金融システム安定のための資産及び負債の秩序ある処理の枠組み等が導入された。2010年には、日本振興銀行が破綻し、機構は、我が国初の定額保護による破綻処理を実施した。

足もと、我が国の金融システムは総じて安定しているものの、①新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や地政学リスクの高まりに伴う社会経済情勢、金融市場への影響、②各国におけるインフレ圧力やそれらに対応する金融政策変更に伴う資金フローの急激な変化、といった世界的な不確実性に直面しているほか、③国内においては、低成長、人口減少等による資金需要の伸び悩みや金利環境の変化などにより、金融機関の収益環境が大きな影響を受けている。他方で、経済活動の国際化や金融サービスのデジタル化を背景とする金融商品、金融活動、金融機関業務の多様化、高度化が急速に進展している。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）やESGといった地球規模での持続可能性の確保に向けた取組みも求められている。

機構としては、中長期的な視野に立って、このような時代・環境の変化に適時適切に対応できるよう、金融庁や日本銀行をはじめ、関係機関等と連携し、必要に応じて預金保険制度の運用の改善を行い、金融セーフティネットの運営主体として、破綻処理態勢の整備・対応力の強化を図ることが重要である。このため、過去の破綻処理の経験から学ぶだけでなく、新たな課題も直視し、フォワードルッキングな対応を心掛ける必要がある。また、金融のグローバル化やデジタル化の進展も踏まえ、これらに対応できる態勢の整備や人材の育成を図るとともに、国際預金保険協会（IADI）等への貢献を通じて、海外関係機関との連携強化に努めていくことも重要である。

### Ⅲ 2023～2025 年度を対象とした中期目標

上述の課題に適切かつ着実に取り組むために、機構は、業務運営の指針として、2023～2025 年度を対象とした中期目標を定め、業務遂行・改善の基本的方向付けを行うこととする。

#### 1. 金融機関等の破綻処理等

機構を取り巻く環境が変化する中で、破綻処理を適切に実施するため、制度運用に関する不断の検討・改善や、機構内の知見の蓄積を進める。

- (1) 金融商品、金融活動、金融機関業務等の多様化、高度化（金融のデジタル化含む）の動向を適切に把握し、これらに対応する施策等を踏まえ、預金保険制度の枠組みや運用に関連する諸課題の整理・検討を行い、様々な事態に対応する預金者保護や破綻処理等の態勢を整備・強化する。

金融機関が行う破綻処理に係る態勢整備については、各金融機関の破綻処理に影響のある事項に焦点を当てること等により、効率的かつ効果的な検査を実施するとともに、その状況について日頃よりフォローし、態勢の改善・維持を働きかけ、必要に応じ助言等を行う。

さらに、これらの取組みの実効性等を検証・改善し、破綻処理に備えた訓練等を実施する。

- (2) 破綻金融機関等から取得した資産の適切な管理・処分を行うことに加え、財産を隠匿する悪質な債務者等の財産調査を積極的に実施し、協定銀行が行う整理回収業務を支援する。

多様な破綻処理の在り方を踏まえ破綻金融機関の経営者等に対する責任追及業務の整備・強化に努める。

- (3) 円滑な破綻処理等に資する情報の収集及び分析を行う。また、内外のネッ

トワークを活かして、国内や海外の事例等も参考に破綻処理実務に関する知見の集積を図る。

## 2. 機構に期待される様々な業務への対応

機構の役割が金融機関等の破綻処理等以外にも拡大する中で新たに行うこととなった、①金融機能強化法に基づく資本参加及び資金交付業務、②金融機関が保有する特定回収困難債権の買取り等業務、③反社会的勢力に係る情報照会業務、④振り込め詐欺救済手続に係る公告等の被害回復業務、⑤休眠預金等管理業務及び⑥マイナンバー関連業務について、引き続き、関係当局と連携しながら、適切に対応する。

## 3. 国内外関係機関との連携の強化

業務を円滑に遂行するために、国内外の関係機関との連携を一層強化する。

- (1) 関係当局（金融庁や日本銀行等）や金融機関との間で破綻処理の際に迅速に対応できる態勢を構築するため、平時より連携強化を図る。整理回収機構等の関係会社との連携を深め、必要に応じて指導・助言等を行う。
- (2) 国際的には、国際預金保険協会（IADI）や傘下のアジア太平洋地域委員会（APRC）等における政策的な議論への積極的な参画をはじめとする、海外預金保険機関等との連携・協力の深化を図る。

## 4. 健全かつ適切な業務運営等

業務を着実に遂行し、預金者保護等の使命を果たすために、あらゆる事態に対応できる健全かつ強靱な業務運営態勢等を整備する。

- (1) 預金保険料率を適切に設定し、預金保険料を原資とする責任準備金について、その積立目標に向け着実な積立てを行う。
- (2) 健全な財務の運営に努めるとともに、資金運用環境の変化に適切に対応する。また、適切な人員配置等による効率的な組織運営に努める。
- (3) 各種システムの整備と改善、安定稼働の確保に取り組むとともに、情報セキュリティ対策の強化に努める。
- (4) 災害発生時等においても、金融セーフティネットの運営主体としての役割を的確に果たすことができるよう、有事における業務継続体制を引き続き点検するとともに、機構の東京事務所と大阪事務所が連携し、災害時等を想定

したバックアップ態勢の充実に取り組む。

(5) 預金者をはじめ国内外の関係者に対し、各種媒体も活用しながら情報発信を充実させる。

(6) 時代や環境の変化に適切に対応できるコンプライアンス態勢の整備・強化に努める。

## 5. 社会経済の変化に応じた組織の改革

社会経済の構造やそれを支える技術、更には企業や個人の価値観が変化する環境下において、金融セーフティネットの運営主体として期待される役割を継続的に果たすために、機構自らがそれらの変化に適応し続ける組織となるよう取り組む。

(1) ペーパーレス化、リモートワーク、会議のオンライン化など機構内の業務効率化や働き方改革等を一層推進し、職員満足度が高い組織を目指す。

(2) 法令、破綻処理実務、国際交渉、IT・システム等に長けた専門性の高い人材の確保・育成を図り、縦割り意識を排し、多様なバックグラウンドを持つ職員がそれぞれの能力を最大限発揮できる環境を整備する。

(3) 本中期目標に基づく業務の実施に際しては、SDGs や ESG の考え方に沿って取り組む。

## IV 各年度の業務方針との関係

各年度の業務方針は、本中期目標を基に、施策の実施状況や評価を踏まえて策定する。年度終了時には実績評価を行い、次の同方針に反映させることで、PDCA サイクルを通じた活動の継続的改善を図っていく。

また、昨今の社会経済構造の変化等による機構の業務運営を踏まえて、必要に応じて中期目標及び業務方針を見直すこととする。